

重要事項説明書

社会福祉法人 福島福祉会
ホームヘルプステーション グリーンライト
福島市飯坂町湯野字梁尻 1 番地の 1

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型)重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-542-7777(受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 菅野 牧子

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. ホームヘルパーステーショングリーンライトの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームヘルパーステーション グリーンライト
所在地	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1
介護保険指定番号	指定訪問介護事業所(福島県 0770100741)
サービスを提供する地域	福島市内 伊達市内 伊達郡内 全域

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		職員指導(心構え、事故等の対応)・利用者等の対応・提供管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名以上		訪問介護計画書作成・ヘルパー指導	3名以上
従事者	介護福祉士	4名以上		訪問介護の提供	10名以上
	1～2級修了者	3名以上	3名以上		
	3級修了者				
	看護師				
	その他				

()内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早朝 6:00～ 8:00	夜間 18:00～ 22:00	深夜 22:00～ 6:00	備考
平日	○	○	○	需要に応じて	
土日祭日	○	○	○	需要に応じて	

3. サービス内容

食事介助	自助具等を使用しながら、本人の残存機能が維持出来るように食事介助を行います。
入浴介助	慣れた自宅での入浴、公衆浴場での入浴のお手伝い。
排泄介助	オムツ交換、ポータブルへの誘導、介助します。
清拭	全身清拭、部分清拭、状態に応じて補佐します。
買い物	買い物に不便を感じている場合(荷物が重い、店が遠い等)ヘルパーが買物の代行をします。
調理	火気扱い、調理が不自由な場合、食事の支度、つくりおき等一緒に行います。
掃除	普段使用されているお部屋、寝室等の掃除を一緒に行います。
洗濯	洗濯を干すなどの動作が不自由な場合、介助します。
代理業務 介護相談	薬の受取代理などの代理業務を行います。

等

4. 利用料金

(1) 利用料

※1月あたりの利用料金となります。

(円)

	基本利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割	対象者
週1回程度ご利用	11,760	1,176	2,352	3,528	事業対象者、 要支援1・2
週2回程度ご利用	23,490	2,349	4,698	7,047	事業対象者、 要支援1・2
週2回程度以上	37,270	3,727	7,454	11,181	事業対象者、 要支援2

(2) 加算関係

(ア) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

1ヶ月につき所定単位数の22.4%加算。

(イ) 初回加算 200円/月

新規のご利用者に、同月内にサービス提供責任者がサービス提供又は同行訪問した場合。

(ウ) 緊急時訪問加算 100円/回

ご利用者・ご家族からの依頼でサービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

(エ) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100円/月

サービス提供責任者と作業療法士等の協働により訪問介護計画を作成した場合。

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/月

上記に加えて、リハビリを実施している医療提供施設の作業療法士等が訪問して行った場合。

(オ) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき3単位を加算

①日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)が利用者の50%以上②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者が20人未満の場合は1以上、対象者の数が20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて得た数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

(カ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 1日につき4単位を加算

①(Ⅰ)を満たす②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1人以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導を実施③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修

計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定

(キ) 口腔連携強化加算 1回につき50単位を加算(月1回まで)

事業所の職員が口腔の健康状態を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及びケアマネジャーへ評価結果の情報提供を行う。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サ訪問介護員がおたずねするための交通費は、実施地域の境界点から片道1kmにつき25円の実費が必要です。

(4) キャンセルについて

急なキャンセルの場合は、至急ご連絡下さい。 連絡先 024-542-7777

※夜間はナイトモードになっており、緑光園の職員が対応致しますので、要件(休み等)をお話下さい。

(5) その他

① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払い下さい。

お支払い頂くと、領収書を発行致します。

お支払い方法は、口座自動引落になります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。

個別サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者様のお住まいで、サービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要介護1～5と認定された場合
- ※ この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族な

どに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書または口頭で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当事業所の介護予防訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所の訪問介護員等は、事業対象者、要支援1、要支援2等の特性を踏まえて、利用者様が可能な限り、その居宅において、要介護状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを防止し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行います。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ホームヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括介護支援センター等へ連絡を致します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、親族、市町村、地域包括支援センターへ連絡を致します。
また、利用者様に対してその損害を賠償します。

9. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

管理者 菅野 牧子 もしくは サービス提供責任者
電話 024-542-7777 (受付時間 月～土 午前8時30分～午後5時まで)

② その他

当事業所では、第三者委員を設置しております。

畠 勲 (法人監事) 024-542-3279

長谷部 ひろ子 (民生委員) 024-542-0504

当社以外に、市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 福島市長寿福祉課 024-525-7656

10. 当社の概要

法人名	社会福祉法人 福島福祉会
代表者名	三瓶 松太郎
法人所在地、連絡先	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1 電話番号 024-542-7777 FAX 024-543-1141
定款の目的に定めた事業数等	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 公益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により次の事業を行なう。 (1) 温泉利用デイサービス事業 (2) 高齢者グループリビングの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センターの経営 (5) 介護予防支援事業 (6) 介護予防・日常生活支援総合事業 (7) 高齢者生活共同運営住宅(高齢者生き生きグループリビング)の設置及び運営 (8) 訪問看護事業

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型)の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1-1

名称 ホームヘルパーステーション グリーンライト

所長 佐藤 英壽 印

説明者 所属 サービス提供責任者

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型)についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(家族)

住所 _____

氏名 _____ 印